

17.学校感染症による出席停止について

下記の感染症と診断された場合は、出席停止になります。速やかに学校に連絡してください。

学校感染症出席停止の基準

分類	病名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジブテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)急性灰白髄炎(ポリオ)、中東呼吸器(MERS)、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、新型コロナウイルス感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで

分類	病名	出席停止の期間
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで 解熱後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消失した後2日を経過するまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	麻しん(はしか)流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	
	風しん	
	水痘(みずぼうそう)咽頭結膜熱	
	結核	
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ	症状により学校医がその他の医師が感染の恐れがないと認めるまで ※「その他の感染症」は必要がある時に限られるため、出席停止とならない場合があります。主治医の指示に従ってください。
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	
	その他の感染症※	

※その他の感染症：感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、EBウイルス感染症 など

※新型コロナウイルスについては、状況に応じて通知します。